

○立川市在宅介護事業所経営安定支援補助金交付要綱

令和8年4月1日要綱第95号

立川市在宅介護事業所経営安定支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に所在する在宅介護事業所が利用者の入院等により一時的に介護報酬等を得られない期間においても安定的に事業を継続し、並びに介護職員等の雇用の維持及び利用者の円滑な在宅復帰を図ることができるよう支援するために市が交付する在宅介護事業所経営安定支援補助金（以下「補助金」という。）について、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業)

第2条 補助金は、次の各号に掲げる事業を包含するものとする。

- (1) 訪問介護事業所経営安定支援事業
- (2) 居宅介護等事業所経営安定支援事業

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訪問介護等事業所 市内において、次のいずれかに該当する事業の指定を受けて行う事業所をいう。
 - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護
 - イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項に規定する居宅介護
 - ウ 障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護
- (2) 利用者 訪問介護等事業所においてサービスの提供を受けている者であつて、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 介護保険法第9条に規定する被保険者のうち、保険者が立川市となっている者
 - イ 障害者総合支援法第19条の規定による支給決定を受けた者のうち、当該支給決定をした者が立川市となっている者

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を有している事業者とする。

- (1) 市内に主たる事業所を有し、訪問介護等事業所を運営していること。
- (2) 訪問介護等事業所における常勤職員が10人以下であること。
- (3) 利用者に対して入院等の開始日前に最後にサービスを提供した日の翌日（以下「基準日」という。）前6月間において利用者との契約関係が継続していたこと。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 立川市暴力団排除条例（平成23年立川市条例第14号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に掲げる暴力団であること。
 - (2) 団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴排条例第2条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者に該当する者があること。
 - (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法、障害者総合支援法又はこれらの法律に基づく命令に違反した事実があること。
- （補助対象期間及び上限）

第5条 補助金は、基準日から訪問介護等事業所においてサービスの提供を再開した日の前日までの期間（以下「対象期間」という。）において交付するものとし、次の各号に掲げる対象期間の日数に応じ、当該各号に定める支給月数を算定するものとする。

- (1) 30日以下 0月
- (2) 31日以上45日以下 0.5月
- (3) 46日以上60日以下 1月
- (4) 61日以上75日以下 1.5月
- (5) 76日以上90日以下 2月
- (6) 91日以上105日以下 2.5月
- (7) 106日以上 3月

2 前項に規定する支給月数は、1回の入院等につき3月を上限とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、基準日の属する月の前月までの直近3月間の居宅介護サービス費等（介護保険法に基づく居宅介護サービス費（利用者負担額及び公費負担額の合計額）

及び障害者総合支援法に基づく給付費（利用者負担額及び公費負担額の合計額）の合計額をいう。）の平均の100分の70に相当する額（ただし、利用者1人につき150,000円を上限とする。）に前条第1項の規定により算定した支給月数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、利用者の入院等が終了し、訪問介護等事業所においてサービスの提供を再開した後、在宅介護事業所経営安定支援補助金交付申請書（第1号様式）に、別に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申請（以下「交付申請」という。）は、サービスの提供を再開した日から起算して2年以内に行うものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、交付申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、速やかに交付の可否を決定し、補助金を交付することと決定したときは在宅介護事業所経営安定支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことと決定したときは在宅介護事業所経営安定支援補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）は、在宅介護事業所経営安定支援補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、当該取消しに係る補助金を既に交付している場合は、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる要件を有していないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 暴排条例第8条の規定により、補助金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められたとき。

(4) その他市長が不適当と認めたとき。

(帳簿書類の保存)

第11条 交付決定者は、当該補助金に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前において第4条第1項各号に掲げる要件を有している訪問介護等事業所については、この要綱による交付対象者とみなす。この場合において、第5条第1項中「基準日」とあるのは「令和8年4月1日」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。